

## 印西市社会福祉法人指導監査実施要領

### 1. 指導監査の目的

指導監査は、社会福祉法第56条及び関係法令等に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。)が同関係法令、通知等を遵守し、適正な法人運営を行っているか否かを個別的に明らかにし、必要に応じて是正措置を講じさせるとともに、助言、指導を行うことにより、法人運営の適正化を図ることを目的とする。

### 2. 指導監査の対象法人

本市が所管する法人を対象とする。

### 3. 指導監査の重点指導項目

#### (1) 法人運営

理事会は、法人運営の適否を左右する重要な機関であることから、理事の適格性運営状況等を確認することにより、理事会が適正に運営されるよう指導する。

また、監事は、法人の財産や理事の業務執行の状況を監査する重要な機関であることから、監事の適格性や独立性を確認することにより、その役割が十分果たされるよう指導する。

#### (2) 会計処理

会計処理については、会計責任者と出納職員の兼務を避ける等内部けん制体制を確立するとともに、法人が定める経理規定及び社会福祉法人会計基準等の関係通知に基づき、適正な会計処理が確保されるよう指導する。

### 4. 指導監査職員の心得

指導監査を行う職員は、指導監査に当たり、あらかじめその手順及び分担等を定め、能率的に行うよう努めるとともに、社会福祉法人の業務に支障のないように留意しなければならない。

指導監査を行う職員は、穏健かつ冷静な態度を保持し、指導監査事項の説明及び答弁を慎重に聴取するものとする。また、公正不偏を旨とし、指導援助的態度を持ち、関係者の理解を得て十分意見交換を行い、問題点があった場合は自発的改善が得られるよう配慮するものとする。

### 5. 指導監査の実施方法

#### (1) 一般監査

法人事務所に赴き、書類を実地において行うものとし、社会福祉法及び関係法令・通知に照らし、定期的を実施する。

(2) 特別監査

法人運営に不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるときに特別監査を実施する。

(3) 監査の通知

監査の実施にあたっては、社会福祉法人の長に対し、原則として、実施日の2カ月前までに通知するものとし、併せて実施日の1カ月前までに指導監査資料として、社会福祉法人指導監査調書(別記第1号様式)の提出を求めるものとする。

(4) 指導監査結果

ア 指導監査終了後、監査の結果について、社会福祉法人代表者及び関係者に対して、講評を行うものとする。

イ 指導監査の結果、是正又は改善を要する事項については、当該社会福祉法人の長に対して、後日文書で監査結果の通知を行い、具体的改善結果を求める。

ウ 法人は、指摘された事項については是正又は改善を図るとともに、文書で通知された事項については、その具体的な是正又は改善措置の状況を確認できる書面を添えて、印西市長に報告するものとする。

なお、指導監査結果に基づき繰り返し是正改善措置をとるよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされない場合や極めて重大な問題が判明した場合等においては、必要に応じて法令等に基づく処分を行う。

この場合においては当該社会福祉法人の長に対して、予め書面をもって弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

エ 各年度の監査終了後、当該年度の指導監査結果をまとめた報告書を作成する。

6. その他

この要領に定めるもののほか、法人の指導監査に関して必要な事項は、別に定めるものとする。